

特定個人情報保護評価書 第三者点検 審査票
（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）

評価書に記載された、取扱う特定個人情報ファイル	住民基本台帳ファイル	本人確認情報ファイル	送付先情報ファイル
【適合性】	特定個人情報保護評価指針に定める実施手続き等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。		
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—		
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—		
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—		
(4)適切な時期に実施しているか。	特定個人情報ファイルを変更するまでに実施している。(適合)	—	—
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	適切な方法(インターネット利用)により意見を求めている。(適合)	—	—
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	求められる全ての項目について検討、記載している。(適合)	—	—
【妥当性】	特定個人情報保護評価の内容は、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。		
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	事務分掌規則で規定された所管課で評価を実施している。(妥当)	—	—
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	—	—	—
(9)特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事務の実態に基づき特定している。(妥当)	—	—
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。(妥当)	—	—
(11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、住民の信頼を確保できるものと認められる。(妥当)	—	—
(12)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	—	—	—
総 評	適合性や妥当性の観点から審査した結果、変更内容は保護評価指針に適合し、また保護評価の目的等からも妥当である。		

特定個人情報保護評価書 第三者点検 審査票
(個人住民税に関する事務 全項目評価書)

評価書に記載された、取扱う特定個人情報ファイル	・個人住民税賦課情報ファイル ・個人住民税収納情報ファイル ・個人住民税滞納情報ファイル
【適合性】	特定個人情報保護評価指針に定める実施手続き等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—
(4)適切な時期に実施しているか。	特定個人情報ファイルを変更するまでに実施している。(適合)
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	適切な方法(インターネット利用)により意見を求めている。(適合)
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	求められる全ての項目について検討、記載している。(適合)
【妥当性】	特定個人情報保護評価の内容は、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	事務分掌規則で規定された所管課で評価を実施している。(妥当)
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	—
(9)特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事務の実態に基づき特定している。(妥当)
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。(妥当)
(11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、住民の信頼を確保できるものと認められる。(妥当)
(12)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	—
総 評	適合性や妥当性の観点から審査した結果、変更内容は保護評価指針に適合し、また保護評価の目的等からも妥当である。